

カルテ開示申請において必要となる本人等確認書類と必要書類

申請者	必要書類										
	申請書 * 郵送の場合は実印押印（委任状が不要の場合）	委任状 * 郵送の場合は実印押印（印鑑登録証明書が必要な場合）	患者の身分証明書 注1	親権者または遺族の身分証明書 注1	申請者の身分証明書 注1	患者の印鑑登録証明書 * 発行から3ヶ月以内原本	申請者の印鑑登録証明書 * 発行から3ヶ月以内原本	患者との続柄を証明する公的書類 * 遺族の場合は患者の死亡が確認できるもの 注2	公的機関が発行する法定代理人であることの証明書 注3	判断能力に疑義がある公的な証明 注4	申請者の職業上の身分証明書 注5
①患者本人	○		○			○					
②法定代理人（親権者）	○		○	○			○	○			
③法定代理人（成年後見人・未成年後見人等）	○		○		○		○		○		
④親族（二親等以内）	○	○	○		○			○			
⑤親族（成年患者の判断能力に疑義がある場合）	○		○		○		○	○	○	○	
⑥任意代理人（成年患者からの依頼） * 弁護士・保険会社等。個人は対象外	○	○（任意様式可） 注6	○		○						○
⑦任意代理人（未成年患者の親権者からの依頼） * 弁護士・保険会社等。個人は対象外	○	○（任意様式可） 注6	○	○	○			○			○
⑧遺族（配偶者、子、父母およびこれに準ずる者）	○			○			○	○			
⑨任意代理人（遺族からの依頼） * 弁護士・保険会社等。個人は対象外	○	○（任意様式可） 注6		○	○			○			○

○ 郵送の場合追加で必要なもの

注1 運転免許証・各種健康保険被保険者証・マイナンバーカード・パスポート・官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）・各種年金手帳など
郵送の場合は、両面コピー。ただし、健康保険証は番号を消して両面コピー。マイナンバーカードは個人番号のない表面のみコピー。

注2 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票の全部事項証明書（続柄が記載されたもの）など発行から3ヶ月以内の原本

注3 戸籍謄本・戸籍抄本・家庭裁判所の証明書・成年後見人の登記事項証明書・代理権目録または代理行為目録など 発行から3ヶ月以内の原本

注4 判断能力についての診断書・身体障害者手帳等

注5 弁護士証書・所属する職員証など

注6 委任事項が明示され、法律上の条件が満たしているものに限り、任意の様式でも可